

こうとうぶせいと
高等部生徒のきまり

令和7年8月1日

生徒指導部

1 たんどくつうがく 単独通学をする場合 ばあい

- (1) 家庭で通学経路や交通ルール、交通機関での乗車マナー等を学習し、身につけた上で単独通学届を提出する。学校から受理の報告があった後、単独通学すること。
- (2) 自転車については、「自転車通学願」を提出し、校長の許可を得る。使用の際はヘルメットを必ず着用し、交通ルールを守ること。自転車は常に整備点検をし、強風や積雪、凍結など道路状況が悪いときは使用せず、別の交通手段を準備しておくこと。
- (3) 「こども110番のいえ」の場所の確認等、危険箇所の情報を入手しておくこと。また緊急時の連絡方法については、事前に保護者に確認しておくこと。
- (4) 下校時刻に変更があった場合、速やかに対応できるよう保護者との連絡方法を確認しておくこと。
- (5) 登下校時に、駅売店やコンビニ等で買い物をしないこと。
- (6) 買い食いおよび菓子等の歩き食いをしないこと(帰省・帰舎・帰園時を含む)。

2 ふくそう 服装について

(1) 制服について

- ア 指定の制服を着用する。事情のある場合は、異装願いを提出し許可を得る。
- イ ズボン、スカートの丈を長くしたり、短くしたりしない。
- ウ ワイシャツ・ブラウスの裾出しはしない。
- エ ワイシャツ・ブラウスの下に着るシャツ等は無地白系とする。
(通称：前沢明峰Tシャツは着用しない)
- オ 衣服の着脱が困難な生徒については、学校指定の白ポロシャツの着用を認める。
- カ ブレザーは気候に合わせて着脱してよい。
- キ 冬期間のセーターの着用は、白、黒、紺、グレーなど華美ではないものとする。
裾・袖から著しく出るような着方はしないこと。
- ク 男女ともソックスは白、黒、紺、グレーとし、ワンポイントの模様、マーク、ロゴは可とする。
- ケ 寒い時は、女子の黒ストッキング(黒タイツ)の着用を認める(ソックスは黒)。
- コ 儀式の際は、正式な制服の着用とする。
- サ 男子のベルトは紺・黒系統のものとする。

(2) 運動着について

- ア 指定の運動着を着用する。
- イ 指定のTシャツを着用する。
- ウ 予備のTシャツとして、マークやロゴが小さいTシャツ(白、黒、紺、グレー)、前沢

明峰で購入した紺色Tシャツも可とする。

(3) 室内用運動靴について

ア 華美な色やデザインのは避ける（実習等でも使用できるような靴を選ぶこと）。

(4) その他

ア 登下校の服装については、暑さ対策等を考慮し、生徒指導部でその期間を設定する。

イ 朝の身だしなみ（整髪や洗顔、歯みがきやひげそり等）に気を配る。

ウ 髪染め、化粧はしない。清潔感のある髪型にする。

エ 華美な髪飾り、アクセサリ（ピアスやネックレス等）、マニキュアはしない。

オ 香水等の使用は認めない。制汗剤や汗拭きシート、整髪料等を使用する際は、原則無香料とする。

カ 服の着用に対して困難性（体の機能・アレルギー他）がある場合は、担任に申し出ること。

※社会に出るにあたって、本校の生徒として不適当な服装・髪型等については指導することがある。

3 持ち物^{もの}について

(1) 学習に必要な物は学校に持ち込まない。

【例：飲食物、音楽プレーヤー、ゲーム機およびソフト、雑誌・マンガ本、CD、化粧道具等】

ア 学習に必要なと判断されるものは、学級担任と協議し、持ち込みを認める。

イ 衣類を含め、持ち物には名前を記入し、自己責任のもとで管理すること。

※ただし、放課後活動等で必要な場合は担当と相談し、申請書を提出すること。

(2) 刃物（カッター等）や先の尖った物などの危険物の持ち込みを禁止する。

（但し、はさみに限り、使用しない時は担任に預けることで持ち込みを認める）

(3) 金券カード（テレホンカード、他）には名前を書く。

(4) 原則としてお金は持たない。ただし、通学生は、緊急電話連絡等用に1,000円までの所持を認める。

(5) 金券カード（テレホンカード、他）とお金は、登校後学級担任に預け、下校時に受け取る。

(6) お金や物の貸し借りは絶対にしない。

(7) おごったり、おごられたりしない。プレゼントも禁止する。

(8) 寄宿舍では、寄宿舍のきまりに従うこと

4 携帯電話・スマートフォン^{けいたいでんわ}の所持^{しよじ}および使用^{しやう}について

(1) 携帯電話・スマートフォンの通学に係る所持は、許可制とする。

(2) 単独通学生および単独帰省者については、保護者の責任において「携帯電話・スマートフォン所持に係る希望書」を提出する。本人及び保護者と面談を行い、許可証発行をもって所持を認める。「使用についてのきまり」を厳守すること。

(3) 使用について

ア 使用目的は、家庭との連絡や緊急時の学校連絡を基本とする。

※通学時は目的に沿って使用し、マナーを守ること。

イ 必ずフィルタリング機能を設定し、「緊急時等の連絡システム」に登録する。

ウ 携帯電話・スマートフォンは、登校後担任に預け、下校時に受け取る。

エ 家庭での使用については、家庭で話し合い、使用ルールやマナーを決め厳守すること。

5 ふりようこうい きんし 不良行為の禁止について

(1) 飲酒、喫煙は絶対しない。

(2) 無免許運転は絶対しない。

(3) 不純交際（「相手の気持ちやパーソナルスペース、プライベートゾーンを無視した行為や、自分たちで責任がとれない行為」）は絶対しない。

(4) パチンコ店への出入り及び遊技、競馬場等での賭け事は絶対しない。

(5) 有害サイトへのアクセスは絶対しない。

【以上は、法律で定められています】

(6) ゲームセンターやショッピングセンター等のゲームコーナーは、保護者同伴時のみ認める。

(7) カラオケ、ボウリング、映画館、スキー、スケートは、終始保護者同伴とする。

【以上は、学校のきまりです】

6 た その他

(1) 外出するときは必ず、家の人に「名前（人数）」「行き先」「帰宅時刻」を告げること（午後9時以降は、補導の対象です）。

(2) 友達の家遊びに行く時は、相手の家に保護者がいる時のみとする。

(3) 友達の家で外泊したり、友達と一緒に外泊しに行ったりしない。保護者の許可があっても外泊は禁止とする。

(4) 交際は、けじめのある、明朗なものであること。パーソナルスペースやプライベートゾーンを無視した行為は行わない。また以下については禁止とする。

ア 体を過度に寄せ合う。体を触る。

イ 誰もいないところで2人きりになる。

ウ 親に内緒でどこかへ行く。

(5) 自転車を使用する場合は常に整備点検を実施し、交通ルールを必ず守ること。また、強風や積雪、着雪や凍結などで道路状況が悪いときは絶対使用しないこと。使用の際はヘルメットを必ず着用する。

(6) アルバイトは原則禁止とする。

附 則

この規定は、令和 5年 2月 3日から施行する。

令和 5年 4月 1日一部改正施行

令和 6年 2月 8日一部改正施行

令和 6年 4月 1日一部改正施行

令和 6年 6月 6日一部改正施行

令和 7年 4月 1日一部改正施行

令和 7年 6月 1日一部改正施行

令和 7年 8月 1日一部改正施行